

# 令和6年度市民参加手続実施予定調査

## 1 基本構想

策定 ③必須、②④が非常に適している

変更 ③必須、②が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

番号	担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続						
		名称	分類		①	②	③ (必須)	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかつた場合のみ理由記入	
			項目														制定改廃
1	市民協働課	日進市再犯防止計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	実施期間未定			
	市民協働課	日進市再犯防止計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	④意向調査	アンケート調査	令和6年度中			
2	防災交通課	日進市地域防災計画の修正	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年12月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	日進市防災会議	令和7年3月			災害対策基本法第42条により国の防災基本計画に基づき作成及び必要な修正が義務付けられた計画であり、また県地域防災計画に準じた内容でなければならないことからワークショップによる話し合いにより内容を変更していく計画ではないため。
	防災交通課	日進市地域防災計画の修正	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年12月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年1月～2月			
3	地域福祉課	第2期にしん幸せまちづくりプラン	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年4月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	令和6年4月～令和7年3月 全4回実施予定			
	地域福祉課	第2期にしん幸せまちづくりプラン	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年4月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	②ワークショップ	ワークショップ	令和6年4月～令和7年3月 全5回実施予定			
	地域福祉課	第2期にしん幸せまちづくりプラン	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年4月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	実施期間未定			
4	子育て支援課	第三期日進市子ども・子育て支援事業計画の策定	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	日進市子ども施策推進委員会	令和6年4月～令和7年3月 全5回開催			国に定める保育等の量の見込みを算出したうえで子育て支援事業を展開するための計画であることから付属機関において審議を行う。
	子育て支援課	第三期日進市子ども・子育て支援事業計画の策定	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年12月頃予定			
5	都市計画課	都市マスタープラン改定	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中			市民参加手続は令和7年度に継続実施
	都市計画課	都市マスタープラン改定	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ (必須)	○	○	○	②ワークショップ	ワークショップ	令和6年度中			
6	都市計画課	立地適正化計画策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中			市民参加手続は令和7年度に継続実施
	都市計画課	立地適正化計画策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	②ワークショップ	ワークショップ	令和6年度中			市民参加手続は令和7年度に継続実施
7	農政課	日進市地域計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和5年8月～令和7年3月	○	◎	◎ (必須)	◎	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年1月頃予定			意向調査を令和5年度に実施済

## 2 基本条例

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ②③が非常に適している  
変更 ③④⑤が非常に適している

番号	担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続					
		名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかつた場合のみ理由記入
			項目													
		実施予定無														

## 3 義務権利条例

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ①⑥が非常に適している  
変更 ①④⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

番号	担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続						
		名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかつた場合のみ理由記入	
			項目														制定改廃
1	都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*	◎	○	◎	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中			
	都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*	◎	○	◎	⑥説明会	都市計画法第16条説明会	令和6年度中			
	都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*	◎	○	◎	⑥説明会	都市計画法第17条説明会	令和6年度中			
	都市計画課	日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和3年4月～令和7年3月	◎	○	*	◎	○	◎	⑦その他	縦覧	令和6年度中			
2	都市計画課	日進市空家の適切な管理に関する条例の一部改正	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和6年3月～令和6年12月	◎	○	*	◎	○	◎	①附属機関	日進市特定空家等認定委員会	令和6年中			
	都市計画課	日進市空家の適切な管理に関する条例の一部改正	条例第7条第1項第2号 義務権利条例	変更・改廃	令和6年3月～令和6年12月	◎	○	*	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年中			

## 4 生活影響制度

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ④⑤⑥が非常に適している  
変更 ④⑤⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

番号	担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続						
		名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかつた場合のみ理由記入	
			項目														制定改廃
1	学習政策課	日進市立小中学校部活動地域移行に関する検討	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和5年4月～令和7年3月	○	○	*	◎	◎	◎	①附属機関	日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会	令和6年4月～令和7年3月 全3回程度開催予定			専門的知見から意見を伺うため。
	学習政策課	日進市立小中学校部活動地域移行に関する検討	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和5年4月～令和7年3月	○	○	*	◎	◎	◎	④意向調査	アンケート調査	実施時期未定			

## 5 公共用施設設置計画

策定 ①②⑥が非常に適している

変更 ①④⑥が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

番号	担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続						
		名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しなかつた場合のみ理由記入	
			項目														制定改廃
1	財務政策課	公共施設再編計画及び基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	◎	◎	○	○	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	実施期間未定			計画について広く市民の意見を伺いたいため。
	財務政策課	公共施設再編計画及び基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	◎	◎	○	○	◎	④意向調査	アンケート調査	実施期間未定			公共施設利用者の意向を伺いたいため。	
2	都市計画課	赤池箕ノ手近隣公園基本計画の修正	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和6年2月～令和6年10月	◎	○	○	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年8月～10月			計画策定時にワークショップを行っており、今回はその計画を基に修正を行うため
	都市計画課	赤池箕ノ手近隣公園基本計画の修正	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和6年2月～令和6年10月	◎	○	○	◎	○	◎	⑤意見交換	各種団体との意見交換	令和6年6月			計画策定時にワークショップを行っており、今回はその計画を基に修正を行うため
	都市計画課	赤池箕ノ手近隣公園基本計画の修正	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和6年2月～令和6年10月	◎	○	○	◎	○	◎	⑥説明会	説明会	令和6年7月			
3	下水道課	日進市汚水適正処理構想	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和4年9月～令和6年12月	◎	○	○	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年10月頃			計画の期間延伸が主な変更点であるため。
	下水道課	日進市汚水適正処理構想	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和4年9月～令和6年12月	◎	○	○	◎	○	◎	⑥説明会	説明会	令和5年10月14日			

## 6 努力規定

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

番号	担当課	対象事項		対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続					
		名称	分類		①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	
			項目													制定改廃
1	環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	環境まちづくり評価委員会	令和6年8月頃		
	環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年9月頃		
2	こども課	日進市保育施設の運営・整備に関する計画(中間見直し)	条例第7条第4項	-	令和3年3月～令和11年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年度中		
3	都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中		
	都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	名古屋都市計画生産緑地地区変更原案 説明会	令和6年度中		
	都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	⑦その他	法定縦覧 (窓口・web)	令和6年度中		
4	都市計画課	名古屋都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定	条例第7条第4項	-	令和3年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中		
	都市計画課	名古屋都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定	条例第7条第4項	-	令和3年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	名古屋都市計画地区計画策定原案 説明会	令和6年度中		
	都市計画課	名古屋都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定	条例第7条第4項	-	令和3年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	⑦その他	法定縦覧 (窓口・web)	令和6年度中		
5	都市計画課	特定生産緑地指定事務	条例第7条第4項	-	令和3年10月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	令和6年度中		
	都市計画課	特定生産緑地指定事務	条例第7条第4項	-	令和3年10月～令和6年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中		
6	都市計画課	暫定用途地域調査検討業務(折戸地区)	条例第7条第4項	-	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	令和6年度中		
7	都市計画課	暫定用途地域調査検討業務(赤池地区)	条例第7条第4項	-	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	令和6年度中		
8	都市計画課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	-	令和5年4月～令和6年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	社会資本整備総合交付金評価委員会	令和6年度中		
	都市計画課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	-	令和5年4月～令和6年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年5月1日～5月31日		

## 6 努力規定

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続				
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由
			項目	制定改廃												
9	都市計画課	公園施設長寿命化計画	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年2月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中		
	都市計画課	公園施設長寿命化計画	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年2月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年度中		
10	都市計画課	マンション管理認定計画	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和6年度中		
	都市計画課	マンション管理認定計画	条例第7条第4項	-	令和6年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和6年度中		